

騒音規制法に基づく特定施設の届出について

1 対象施設 騒音規制法施行令別表第1に掲げる施設（別紙参照）

2 提出期限 特定施設の設置工事に着手する30日前まで

ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出不要です。

- ① 特定施設の種類ごとの数を減少する場合
- ② 特定施設の種類ごとの数が、直近の届出の数の2倍を超えない場合

3 提出書類

(1) 特定施設設置届出書（様式第1）

※ 既に他の特定施設（その種類は問わない。）を設置している工場・事業場の場合は、「特定施設の種類ごとの数変更届出書（様式第3）」による。

(2) 別紙（特定施設の構造及び使用の方法等）

(3) 上記2の提出期限を過ぎている場合 → 遅延理由書（任意様式）

(4) 添付書類

ア 工場・事業場の付近の見取図

イ 特定施設の配置図（敷地内の建物の配置を含む。）

ウ 特定施設の構造や能力等の詳細が分かるもの（仕様書、図面など）

エ 騒音防止施設の説明資料

※ (1)と(2)の様式は、市ホームページにも掲載しています。

4 提出部数 2部（押印は不要です。）

5 届出先 薩摩川内市 環境課 生活環境グループ

※ 届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。

※ 各支所の地域振興課市民生活グループでも受付いたします。

※ 令和3年度から受理書の交付はありません。

*** お問い合わせは ***

薩摩川内市 環境課 生活環境グループ

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

TEL 0996-23-5111（内線）4331

FAX 0996-20-5570

E-mail life-env@city.satsumasendai.lg.jp